

名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名古屋市産後ケア事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市の委託を受けて名古屋市産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施する医療機関等（以下「事業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第 2 条 実施要綱に基づき、産後ケア事業を実施しようとする者は、名古屋市長（以下「市長」という。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名古屋市産後ケア事業登録申請書（第 11 号様式）
- (2) 産後ケア事業類似業務実績（第 2 号様式）
- (3) 産後ケア事業実施基本計画書（第 12 号様式）
- (4) 事業者の概要（第 4 号様式）
- (5) 事業実施施設の図面（個室の面積を記載したもの。宿泊型及び通所型に限る。）
- (6) 訪問型に従事する助産師の名簿（訪問型に限る。）
- (7) 医療法における病院、診療所、助産所の届け出等の写し
- (8) 定款（開設者が法人の場合）
- (9) 事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙 2）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(審査及び登録の決定又は拒否)

第 3 条 市長は、申請書等を受理したときは、実施要綱第 3 条又は第 4 条に定める要件について審査し、登録の決定又は拒否を行うものとする。

2 市長は、前項による登録の決定を行ったときは、名古屋市産後ケア事業登録決定通知書（第 5 号様式）により、事業者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項による登録の拒否を行ったときは、名古屋市産後ケア事業登録拒否通知書（第 6 号様式）により事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第 4 条 前条の規定による登録の決定を受けた事業者は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、名古屋市産後ケア事業登録変更届（第 13 号様式）に変更事項に応じて第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付し、届け出なければならない。ただし、実施するサービスに追加が生じたときは、名古屋市産後ケア事業登録申請書（第 11 号様式）に、変更事項に応じて第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付の上、市長に提出するものとする。

(現況の確認)

第 5 条 事業者は、名古屋市産後ケア事業者現況確認書（第 14 号様式）（以下「現況確認書」という。）に毎年 4 月 1 日現在（以下「基準日」という。）の現況を記載し、必要な書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する現況確認書は、基準日の属する月の前月 15 日（前月 15 日が名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）の場合は、その直前の休日でない日）までに市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第 6 条 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、登録内容の全部又は一部を取消することができる。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。

(2) 実施要綱及び別に定める委託契約の規定に違反したとき。

(3) 実施要綱第 3 条又は第 4 条に定める要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項により登録の取消を行ったときは、名古屋市産後ケア事業登録取消通知書（第 9 号様式）により事業者に通知するものとする。

(登録の辞退)

第 7 条 事業者は、産後ケア事業の全部を実施できなくなったときは、名古屋市産後ケア事業登録辞退届（第 15 号様式）を市長に提出するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、登録等に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 7 月 29 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業受託事業者募集要項の規定に基づいて提出されている産後ケアモデル事業の登録申請書及び添付書類は、この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業事業者登録実施要綱の規定に基づいて提出されている名古屋市産後ケアモデル事業登録申請書及び添付書類は、

この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業事業者登録実施要綱の規定に基づいて作成されている様式は、当分の間修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7年10月 1日から施行する。ただし、第 2条、第 3条、第 4条及び第 7条の改定規定については、令和 7年 7月17日から施行する。
- 2 改正前の実施要綱において、第 2条に規定する登録を受けようとするときは、第 2条第 2項各号に掲げる申請書等を令和 7年 7月17日までに市長に提出しなければならない。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱の規定（以下「旧要綱」という。）に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱の規定（以下「新要綱」という。）にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づいて提出されている申請書等は、新要綱に基づいて提出されたものとみなす。